

証券コード 5575

2024年8月13日

電子提供措置の開始日 2024年8月7日

株 主 各 位

東京都港区東麻布一丁目7番3号

第二渡邊ビル4階

株式会社Globee

代表取締役社長 幾嶋研三郎

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.globee.io/ir/stock/meeting>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニュー内のプルダウンより「第10回定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Globee」又は「コード」に当社証券コード「5575」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月29日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂2-5-6
関東ITソフトウェア健康保険組合山王健保会館 2階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

● 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当社の事業を取り巻く環境は、当期において概ね良好であると認識しております。

教育のデジタル化は海外で先行しており、日本国内は遅れをとっている状況であります。OECDによる各国の教育現場に関する調査結果（注1）によると2018年時点では、「1週間のうち、教室の授業でデジタル機器を利用する割合」がOECD平均値は43.0%であるのに対し、日本は13.6%に留まっておりました。しかしながら2019年に政府より発表されたGIGAスクール構想の下、生徒1人1台の端末普及が目指されており、新型コロナウイルスの影響も相まって学校現場での端末普及が進み、日本国内でもデジタル化が加速しつつあります。教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（注2）は2020年3月時点の約4.9人/台から2023年3月時点の0.9人/台まで普及が進んでいると文部科学省より発表されております。教育現場でのデジタル化は海外で先行するなか、国内マーケットはまだ発展途上であり、大きな拡大余地があると考えております。

また、当社のサービスは主にスマートフォン・タブレット向けのアプリであり、有料プランを中心とするユーザーによる課金により収益を獲得しております。世界のアプリ市場は拡大を続けており、ユーザーの日常生活へのモバイル及びアプリの浸透は顕著であります。ユーザー1人当たりの1日の時間のうち、睡眠を除く消費時間の約3分の1をモバイルでの消費が占めるというデータ（注3）があります。近年では学習においてもアプリを利用するというユーザーの行動が当たり前になりつつあります。また、アプリに対して課金して使用するという行動が全世界的に浸透してきており、アプリへの課金金額（消費支出額）（注3）は年々増加しております。従来はゲームアプリへの課金が多く占めておりましたが、特に近年ではゲーム以外のアプリへの課金が増えていることが特徴的な傾向であります。

このような環境の下、当社はAI英語教材「abceed（エービーシード）」の企画・開発・運営を行っており、サービス改善、コンテンツの拡充と販売拡大に注力し、一般ユーザー、法人等の有料会員数の獲得を図ってまいりました。当事業年度末において、有料会員数は10.1万人となっており、前事業年度末時点の7.6万人から大きく伸長しております。当事業年度中には、その中心となる一般ユーザー向けのProプランの半額キャンペーンの実施等により多くの新規有料会員数を獲得したことが寄与したほか、新規コンテンツの追加やユーザビリティの向

上に資する機能改善や品質の向上に取り組み、特に株式会社ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント、パラマウント・グローバル・コンテンツ・ディストリビューションとの提携により展開している「映画・ドラマ機能」の開発及びコンテンツ制作に注力し、学習機能の追加や改善を行いつつ、100作品以上の対応が完了し、ユーザー数及び有料会員数の拡大に寄与しております。また、ライブ講義のアーカイブ動画をProプランの機能としてリリースし、スクールに通うのと同等の体験を提供することにより好評いただいております。2024年4月には日本英語検定協会より英検®過去問題集のライセンスを獲得し、「abceed」オリジナル解説が付いた英検®過去問題集、単語帳の配信を開始しております。今後もさらに多種多様なコンテンツに対応し、ターゲット層の拡大を図るべく、コンテンツホルダーとの協議を進めるなどの取り組みを実施しております。

当社の売上高の増加に寄与する取り組みとして、2024年3月より「abceed」Proプランを約2割の値上げを実施しております。ユーザビリティの向上、コンテンツの拡大による「abceed」の価値向上に伴い、料金プランについては今後も定期的に見直しを検討し、平均単価の上昇を図ってまいります。

法人向けについては、営業体制及び出版社等との提携関係を強化したことが奏功し、前事業年度末時点から導入法人数を大きく伸ばし、当事業年度末時点で累計430件まで伸長しております。中学校・高校では現場での活用が進み、学校現場からの要望、フィードバック等を踏まえてサービス改善を図りつつ、2024年4月の新年度からの新規導入及び既存利用校の更新を目指して、提携先の教科書出版社と協働して、販売の拡大とフォローアップを図りました。当事業年度中においては、光村図書出版株式会社の中学校英語教科書 Here We Go! のライセンスを獲得し、更なる学校市場への展開の強化に資する取り組みとなりました。

このような状況のなか、当事業年度の売上高は1,288,764千円（前事業年度比36.0%増）、営業利益は319,983千円（同29.9%増）、経常利益は320,164千円（同32.4%増）、当期純利益は226,826千円（同31.5%増）となりました。

（注1）OECD「生徒の学習到達度調査2018年調査（PISA2018）」より当社集計

（注2）文部科学省「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」を参照。「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことを指し、教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まず、指導者用と学習者用の両方を含み、タブレット型コンピュータのほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む

(注3) App Annie「モバイル市場年鑑2022年」のデータを参照

## (2) 設備投資の状況

当社が当事業年度に実施した設備投資等の総額は、164,314千円（ソフトウェア仮勘定含む）であります。その主な内容は、ソフトウェア開発、役職員への貸与用PC端末であります。

## (3) 資金調達についての状況

当社は、2023年6月14日の東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式110,800株の発行により、117,226千円の資金を調達いたしました。

また、以下の通り資金の借入を実施いたしました。

|           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 借入先   | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| (2) 借入金額  | 100百万円      |
| (3) 借入実行日 | 2023年12月27日 |
| (4) 借入期間  | 3年          |
| (5) 借入利率  | 基準金利+スプレッド  |
| (6) 担保の有無 | 無           |
| (7) 保証の有無 | 無           |

|           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 借入先   | 株式会社りそな銀行   |
| (2) 借入金額  | 50百万円       |
| (3) 借入実行日 | 2023年12月22日 |
| (4) 借入期間  | 3年          |
| (5) 借入利率  | 基準金利+スプレッド  |
| (6) 担保の有無 | 無           |
| (7) 保証の有無 | 無           |

|           |            |
|-----------|------------|
| (1) 借入先   | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額  | 30百万円      |
| (3) 借入実行日 | 2024年5月31日 |
| (4) 借入期間  | 6ヶ月        |
| (5) 借入利率  | 基準金利+スプレッド |
| (6) 担保の有無 | 無          |
| (7) 保証の有無 | 無          |

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                     | 第 7 期<br>(2021年5月期) | 第 8 期<br>(2022年5月期) | 第 9 期<br>(2023年5月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(2024年5月期) |
|---------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                              | 411,429             | 709,387             | 947,668             | 1,288,764                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)                         | △24,772             | 62,355              | 241,772             | 320,164                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)                     | △25,888             | 54,410              | 172,479             | 226,826                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 たり 当 期 純<br>損 失 (△) (円) | △5.30               | 11.14               | 35.30               | 45.43                           |
| 総 資 産 (千円)                                              | 425,886             | 648,869             | 1,036,302           | 1,726,197                       |
| 純 資 産 (千円)                                              | 45,763              | 100,173             | 272,653             | 616,892                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                                      | 9.37                | 20.50               | 55.80               | 123.42                          |

(注1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第8期の期首より適用しており、第8期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。第7期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(注2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

### ①サービス・プロダクト開発の強化

収益の柱となる有料会員や導入法人数の拡大のためには、機能開発・ユーザビリティ追求のための取組みを強化していくことが重要だと考えております。教材・教科書のほか解説・講義動画、映画・ドラマ等のエンターテインメントコンテンツなどの幅広いコンテンツに対応するために、出版社との連携、新領域のライセンス獲得活動及び社内のコンテンツ開発体制の強化を図ってまいります。

### ②販売・マーケティング体制の強化

国内での更なるユーザー数の拡大や有料会員数、導入法人数の拡大のため、積極的なマーケティング及びブランディング、営業体制を構築することが重要だと考えております。

### ③優秀な人材の確保

ミッションに共感して当社の事業成長に寄与する優秀な人材を確保することが、サービス・プロダクト開発の強化、販売・マーケティング体制の強化その他の事業運営にとって重要だと考えております。積極的な採用活動、採用力の強化に加え、社内の適切な人事制度などの確保に注力してまいります。

### ④安定的な収益基盤の強化

当社は、今後の持続的な成長を実現するためには、安定的な収益基盤の確保及び強化が必要であると考えております。そのために必要なサービス・プロダクト開発、販売体制の強化、人材の獲得をしていくために、有料会員を中心とした売上の維持、拡大で、安定的に資金獲得を持続できる収益基盤を強化してまいります。

## (7) 主要な事業内容

当社は、「個人の可能性を最大化する」という企業理念のもと、「学習量×効率を最大化する」ことをミッションとしてAI学習プラットフォームの企画・開発・運営を行っております。

当社は主に、スマートフォン向けアプリ及びウェブ上で利用できるAI英語教材「abceed（エービーシード）」の企画・開発・運営を行っております。当社の提供するサービスは、教育主要4分野と呼ばれる「学習ツール」、「教材」、「テスト」、「スクール」をデジタル化し、融合させた英語学習におけるAI学習プラットフォームを構築しております。単語学習、問題演習、シャドーイング（英語を聞きながら発音する練習法）、ディクテーション（英語を聞きながら書き取りする練習法）、辞書など様々な学習機能、蓄積された学習データに基づくAIレコメンド、学習管理者向けの管理機能など学習者及び利用者にとって最適なユーザビリティを追求した「学習ツール」に、幅広いジャンルの学習教材を豊富に取り揃えた「教

材」のプラットフォームを形成し、オンライン模試といった「テスト」の機能も搭載しております。加えて、厳選されたプロのコーチによる解説動画など、「スクール」の要素を「abceed」に融合したコンテンツも利用することができ、さらに「abceed」を活用して、AIが個人の具体的な弱点を可視化するとともに、「いま必要な、本当に有効な学習」を抽出し、問題を作成することができるような、個別最適化されたカリキュラムで行うTOEIC®対策のコーチングサービスである「ABCEED ENGLISH」も提供しております。

**(8) 主要な営業所及び工場**（2024年5月31日現在）

|    |                          |
|----|--------------------------|
| 本社 | 東京都港区東麻布一丁目7番3号 第二渡邊ビル4階 |
|----|--------------------------|

**(9) 使用人の状況**（2024年5月31日現在）

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 39名     | 5名増       | 36.4歳   | 1.9年        |

**(10) 主要な借入先の状況**（2024年5月31日現在）

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 86,115千円 |
| 株式会社りそな銀行   | 41,672   |
| 株式会社三井住友銀行  | 30,000   |

2. 株式に関する事項 (2024年5月31日現在)

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

発行可能株式総数 19,544,000株  
発行済株式の総数 4,998,466株  
株主数 2,018名  
上位10名の株主

| 株主名                                                  | 持株数        | 持株比率  |
|------------------------------------------------------|------------|-------|
| 幾嶋研三郎                                                | 3,234,800株 | 64.7% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                   | 569,000    | 11.4  |
| 上赤一馬                                                 | 243,500    | 4.9   |
| 株式会社としすみ                                             | 96,000     | 1.9   |
| 田中聡                                                  | 50,000     | 1.0   |
| 早川武志                                                 | 26,900     | 0.5   |
| 株式会社SEKAISHA                                         | 24,000     | 0.5   |
| 小柳寿男                                                 | 18,700     | 0.4   |
| J.P.Morgan Securities plc                            | 17,500     | 0.4   |
| JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON<br>B R A N C H E Q C O | 10,400     | 0.2   |

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年6月14日付けで東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。  
これに伴い、公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式110,800株の発行を行  
っております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |     | 第1回新株予約権                                       |
|------------------------|-----|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |     | 2017年7月27日                                     |
| 新株予約権の数                |     | 80,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |     | 普通株式 80,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |     | 新株予約権1個当たり 25円<br>(1株当たり25円)                   |
| 権利行使期間                 |     | 2019年7月28日から2027年7月27日まで                       |
| 行使の条件                  |     | (注)                                            |
| 役員の保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 80,000個<br>目的となる株式数 80,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 第1回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
  - (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
  - (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
  - (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

(iv)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

|                        |       | 第2回新株予約権                                                 |
|------------------------|-------|----------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2020年8月12日                                               |
| 新株予約権の数                |       | 9,772個                                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 9,772株<br>(新株予約権1個につき1株)                            |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり 112円<br>(1株当たり112円)                           |
| 権利行使期間                 |       | 2022年8月13日から2030年8月12日まで                                 |
| 行使の条件                  |       | (注)                                                      |
| 役員の保有状況                | 取締役   | 新株予約権の数 9,772個<br>目的となる株式数 9,772株<br>保有者数 1名 (付与時点では従業員) |
|                        | 社外取締役 | —                                                        |
|                        | 監査役   | —                                                        |

(注) 第2回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又

は全部を行使することができる。

( i )上場日以降、割当てられた権利の 3 分の 1 について行使することができる。

( ii )上場日から 1 年が経過する日以降、割当てられた権利の 3 分の 2 について行使することができる。

( iii )上場日から 2 年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

( iv )上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

| 第3回新株予約権               |           |                                              |
|------------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |           | 2021年7月28日                                   |
| 新株予約権の数                |           | 16,855個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 16,855株<br>(新株予約権 1 個につき 1 株)           |
| 新株予約権の払込金額             |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり 112円<br>( 1 株当たり112円)           |
| 権利行使期間                 |           | 2023年7月29日から2031年7月28日まで                     |
| 行使の条件                  |           | (注)                                          |
| 役員の保有状況                | 取締役       | 新株予約権の数 9,771個<br>目的となる株式数 9,771株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外<br>取締役 | —                                            |
|                        | 監査役       | —                                            |

(注) 第3回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上

場することを条件とする。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
- (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
- (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
- (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
- (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

|                        |     | 第4回新株予約権                                       |
|------------------------|-----|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |     | 2022年8月25日                                     |
| 新株予約権の数                |     | 38,294個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |     | 普通株式38,294株<br>(新株予約権1個につき1株)                  |
| 新株予約権の払込金額             |     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |     | 新株予約権1個当たり 250円<br>(1株当たり250円)                 |
| 権利行使期間                 |     | 2024年8月26日から2032年8月25日まで                       |
| 行使の条件                  |     | (注)                                            |
| 役員の保有状況                | 取締役 | 新株予約権の数 19,544個<br>目的となる株式数 19,544株<br>保有者数 1名 |
|                        | 従業員 | 新株予約権の数 18,750個<br>目的となる株式数 18,750株<br>保有者数 8名 |
|                        | 監査役 | —                                              |

(注) 第4回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
  - ( i )上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
  - ( ii )上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
  - ( iii )上場日から3年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - ( iv )上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年5月31日現在）

| 氏 名    | 地位及び担当  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|--------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 幾嶋 研三郎 | 代表取締役社長 | －                                                                           |
| 上赤 一馬  | 取締役CTO  | －                                                                           |
| 指田 恭平  | 取締役CFO  | －                                                                           |
| 佐藤 崇弘  | 社外取締役   | 医療法人社団寿澄 理事<br>株式会社としすみ 取締役<br>株式会社CTIS 代表取締役<br>一般財団法人寿澄 理事長               |
| 中村 孝男  | 常勤監査役   | －                                                                           |
| 北村 賢二郎 | 監査役     | さくら共同法律事務所 弁護士                                                              |
| 中山 寿英  | 監査役     | 株式会社シンクロフード 監査役<br>かつこ株式会社 取締役<br>バリュークリエーション株式会社 取締役<br>株式会社みなとグローバル 代表取締役 |

(注1) 取締役 佐藤崇弘氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、常勤監査役 中村孝男氏、監査役 北村賢二郎氏、中山寿英氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 取締役 佐藤崇弘氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を行っております。

常勤監査役 中村孝男氏は事業会社における管理部門での実務経験や上場会社における監査役の経験を有するものであります。

監査役 北村賢二郎氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役 中山寿英氏は税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注3) 当社は、取締役 佐藤崇弘氏、常勤監査役 中村孝男氏、監査役 北村賢二郎氏、中山寿英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合において、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。保険料については全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

| 区分        | 支給<br>人数 | 報酬等の種類別の額 |             |            | 計         |
|-----------|----------|-----------|-------------|------------|-----------|
|           |          | 基本報酬      | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |           |
| 取締役       | 4人       | 44,226千円  | －           | －          | 44,226千円  |
| （うち社外取締役） |          | (1,200千円) | (－)         | (－)        | (1,200千円) |
| 監査役       | 3人       | 6,800千円   | －           | －          | 6,800千円   |
| （うち社外監査役） |          | (6,800千円) | (－)         | (－)        | (6,800千円) |
| 計         | 7人       | 51,026千円  | －           | －          | 51,026千円  |

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

・取締役

|          |                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 株主総会決議の日 | 2023年8月29日                                                        |
| 概要       | 取締役の報酬総額の上限を年額70,000千円（うち社外取締役分年額2,400千円以内）とし、具体的な報酬金額は取締役会に一任する。 |
| 会社役員の員数  | 取締役4人（うち社外取締役1人）                                                  |

・監査役

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 株主総会決議の日 | 2023年8月29日                |
| 概要       | 監査役の報酬総額の上限を年額7,600千円とする。 |
| 会社役員の員数  | 監査役3人                     |

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 決定の方法 | 2020年12月17日開催の取締役会において代表取締役に一任 |
|-------|--------------------------------|

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

|             |                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 委任を受けた者及び地位 | 代表取締役社長 幾嶋研三郎                                                                   |
| 委任された権限の内容  | 各取締役の月額報酬及び役員賞与の金額                                                              |
| 委任された理由     | 当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、業務執行状況に応じて評価を行うには代表取締役社長が最適であると判断したため。                     |
| 決定の方法       | 株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、当社の業績、役員個々の功績及び社会情勢等を総合的に勘案し、社外取締役の関与、助言を受けたうえで決定。 |

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況については、（１）取締役及び監査役の状況に記載の通りであります。いずれも兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 出席状況及び発言状況並びに職務の概要                                                                                       |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤崇弘  | 取締役   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席いたしました。<br>取締役会では、社外取締役に期待される役割に沿って、会社経営の豊富な経験と幅広い見地から必要な発言を適宜行っております。         |
| 中村孝男  | 常勤監査役 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査役会14回のうち14回出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会では、主に組織運営、コンプライアンス等の見地から必要な発言を適宜行っております。  |
| 北村賢二郎 | 監査役   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査役会14回のうち14回出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会では、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。        |
| 中山寿英  | 監査役   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席、監査役会14回のうち14回出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会では、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500    |

(注1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外（非監査業務）であるコンフォートレター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務を委託し、対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

a.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コーポレート・ガバナンス

- ・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(イ) コンプライアンス

- ・「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、会社におけるコンプライアンスに関する基本事項を定め、社内研修等必要な諸活動を推進し、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ・取締役及び使用人は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ・反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を定め、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定める他、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(ウ) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ・金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、代表取締役の指示の下、内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- ・取締役及び監査役は、財務報告とその内部統制に関し、適切に監督監視する責任を理解し、実行する。
- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ・財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

## (エ) 内部監査

内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

### b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

#### (ア) 機密管理体制の整備

- ・「文書管理規程」、「秘密保持規程」及び「システム管理規程」に基づき、機密情報の管理並びに保全に努め、企業機密漏洩の防止及び企業機密の適正な活用を図る。
- ・取締役会の記録及びその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等の定めるところにより保存し、「文書管理規程」に基づき管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これらを閲覧することができる。
- ・会社の重要な情報の適時開示及びその他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時適切に開示する。

#### (イ) 教育体制の整備

情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を社内において実施する。

### c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

#### (ア) 管理体制

「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、会社におけるリスクマネジメントに関して必要な事項を定めるとともに、社内委員会を設置し、リスクを総括的且つ個別的に管理する。

#### (イ) 報告体制の整備

- ・取締役は、事業上の重要なリスクに関しては、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ・取締役は、内部統制に係る重要な欠陥等の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ・取締役は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制

(ア) 職務権限・責任及び分掌の明確化

- ・ 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関もしくは決裁者を定めた「職務権限規程」を制定する。
- ・ 業務の執行が効率的に行われるように、前項の「職務権限規程」と共に「組織規程」において、業務分掌を定め業務執行を明確にする。

(イ) 意思決定の迅速化

取締役会は、定例だけでなく、必要に応じて開催することにより、重要事項の意思決定及び業務執行の監督を迅速且つ機動的に行う。

(ウ) 報告体制の整備

- ・ 取締役は、取締役会等を通じ、取締役にに対し積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ・ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

e. 取締役及び使用人による監査役への報告体制

(ア) 監査役の独立性の確保

当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。

(イ) 報告体制の整備

- ・ 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ・ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ・ 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実等を直接報告することができる。
- ・ 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する。

f. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

- ・ 監査役は、内部監査担当と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査担当に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人を確保することができ、当該使用人は、当該補助業務に関し他の業務に優先して対応する。また、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、人事異動及び懲戒処分は、当該監査役の事前承認を必要とする。
- ・ 監査役がその職務を執行するうえで、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的な向上を図るためには、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。当該認識のもと、企業の健全性、透明性を高めるために、効率的で合理的な経営体制を可能とする社内統制を構築するとともに、当社の役職員に対し、法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

貸 借 対 照 表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流動資産          | 1,451,847 | 流 動 負 債         | 1,026,947 |
| 現金及び預金        | 1,027,264 | 買 掛 金           | 88,402    |
| 売 掛 金         | 238,890   | 未 払 金           | 21,240    |
| 前 払 費 用       | 185,363   | 未 払 費 用         | 33,648    |
| そ の 他         | 328       | 契 約 負 債         | 676,856   |
| 固定資産          | 274,350   | 賞 与 引 当 金       | 31,779    |
| 有形固定資産        | 15,070    | 短 期 借 入 金       | 30,000    |
| 建 物 附 属 設 備   | 19,133    | 1年内返済予定の長期借入金   | 49,980    |
| 工具、器具及び備品     | 8,546     | 未 払 消 費 税 等     | 35,000    |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △12,608   | 未 払 法 人 税 等     | 58,255    |
| 無形固定資産        | 235,079   | 預 り 金           | 1,785     |
| ソ フ ト ウ エ ア   | 223,229   | 固 定 負 債         | 82,357    |
| ソフトウェア仮勘定     | 11,849    | 長 期 借 入 金       | 77,807    |
| 投資その他の資産      | 24,200    | 資 産 除 去 債 務     | 4,550     |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 1,200     | 負 債 合 計         | 1,109,304 |
| 繰 延 税 金 資 産   | 23,000    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 資 産 合 計       | 1,726,197 | 株 主 資 本         | 616,892   |
|               |           | 資 本 金           | 91,182    |
|               |           | 資 本 剰 余 金       | 89,182    |
|               |           | 資 本 準 備 金       | 89,182    |
|               |           | 利 益 剰 余 金       | 436,527   |
|               |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 436,527   |
|               |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 436,527   |
|               |           | 純 資 産 合 計       | 616,892   |
|               |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,726,197 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年6月 1日から)  
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,288,764 |
| 売上原価         | 690,353   |
| 売上総利益        | 598,411   |
| 販売費及び一般管理費   | 278,428   |
| 営業利益         | 319,983   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 6         |
| 雑収           | 1,126     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 764       |
| 支払手数料        | 186       |
| 経常利益         | 320,164   |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 197       |
| 特別損失         |           |
| 固定資産売却損      | 0         |
| 税引前当期純利益     | 320,361   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 98,104    |
| 法人税等調整額      | △4,569    |
| 当期純利益        | 226,826   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年6月 1日から)  
(2024年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |              |             | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |              | 株主資本<br>合 計 |            |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |            |
|                         |         |           |              | 繰越利益<br>剰余金  |              |             |            |
| 当 期 首 残 高               | 32,476  | 30,476    | 30,476       | 209,701      | 209,701      | 272,653     | 272,653    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |              |             |            |
| 新 株 の 発 行               | 58,613  | 58,613    | 58,613       |              |              | 117,226     | 117,226    |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 93      | 93        | 93           |              |              | 186         | 186        |
| 当 期 純 利 益               |         |           | -            | 226,826      | 226,826      | 226,826     | 226,826    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           | -            |              | -            | -           | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 58,706  | 58,706    | 58,706       | 226,826      | 226,826      | 344,239     | 344,239    |
| 当 期 末 残 高               | 91,182  | 89,182    | 89,182       | 436,527      | 436,527      | 616,892     | 616,892    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物附属設備    | 10年   |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する各事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) コンテンツ単品販売

当社「abceed」内で利用できる人気の学習教材単品の販売を行っております。顧客が学習教材を購入し、「abceed」内で利用できる状態になった時点でサービスの提供が完了したとし、履行義務は充足されるためその一時点で収益認識しております。

##### (2) 「abceed」有料プラン

当社「abceed」各機能が利用できる有料プランの販売を行っております。有料プラン利用料金は、顧客が有料プランのサービスを利用することで、履行義務が充足されと考えられるため、当該契約期間に応じて収益認識しております。

### (3) コーティングサービス

当社は、個別最適化されたカリキュラムで行うTOEIC®対策のコーチングサービスである「ABCEED ENGLISH」のサービスを行っております。コーチングサービス利用料金については、契約期間に応じて顧客がコーチングサービスを受講することで、履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益認識しております。

## 2. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度    |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 23,000千円 |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当 事 業 年 度<br>期首株式総数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|-------|---------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 普通株式  | 4,886,000株          | 112,466株       | 一株             | 4,998,466株      |

### (2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### (3)新株予約権等に関する事項

|                | 第1回<br>新株予約権 | 第2回<br>新株予約権 | 第3回<br>新株予約権 | 第4回<br>新株予約権 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 目的となる<br>株式の種類 | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         |
| 目的となる<br>株式の数  | 80,000株      | 9,772株       | 16,855株      | 38,294株      |
| 新株予約権の残高       | 80,000個      | 9,772個       | 16,855個      | 38,294個      |

### (4)配当に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対する除去費用であります。

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

また、敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

1年内返済予定の長期借入金は運転資金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（（注）1. 参照）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

|                                    | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額    |
|------------------------------------|-----------|-----------|-------|
| 長期借入金<br>（※ 1 年内返済予定の<br>長期借入金を含む） | 127,787千円 | 127,710千円 | △76千円 |
| 負債計                                | 127,787千円 | 127,710千円 | △76千円 |

#### （注）1. 市場価格のない株式等

| 区分      | 当事業年度   |
|---------|---------|
| 敷金及び保証金 | 1,200千円 |

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内        | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,027,264千円 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 238,890千円   | —           | —            | —    |
| 合計     | 1,266,155千円 | —           | —            | —    |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

| 区分                                | 時価   |           |      |           |
|-----------------------------------|------|-----------|------|-----------|
|                                   | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(※ 1年内返済予定の<br>長期借入金を含む) | —    | 127,710千円 | —    | 127,710千円 |
| 合計                                | —    | 127,710千円 | —    | 127,710千円 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は教育サービス事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                    | 教育サービス事業  |
|--------------------|-----------|
| 一時点で移転されるサービス      | 51,316    |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 1,237,448 |
| 顧客との契約から生じる収益      | 1,288,764 |
| 外部顧客への売上高          | 1,288,764 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の当事業年度の期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度末残高 |
|---------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 238,890  |
| 契約負債          | 676,856  |

契約負債は主として履行義務を充足する前に受け取った前受収益に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

事業年度に認識された収益の額のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は494,127千円です。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**7. 1 株当たり情報に関する注記**

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 123円42銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 45円43銭  |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

株式会社Globee  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上 原 啓 輔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Globeeの2023年6月1日から2024年5月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

重要な後発事象はありません。

2024年7月30日

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 G l o b e e | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 中 村       | 孝 男 ㊞   |
| 社 外 監 査 役 中 山       | 寿 英 ㊞   |
| 社 外 監 査 役 北 村       | 賢 二 郎 ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款について、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更や法令等の見直しに伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                              | 変更案                                                                              |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>                                              | <u>(機関)</u><br>第5条<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1.取締役会<br>2.監査等委員会<br>3.会計監査人 |
| (発行可能株式総数)<br>第5条<br>当社の発行可能株式総数は、19,544,000株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条<br>当社の発行可能株式総数は、19,544,000株とする。                                |

| 現行定款                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(自己株式の取得)</u><br>第6条<br><u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>                       | <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第17条<br><u>当社は取締役会を置き、取締役は3名以上とする。</u>                                                         | 第17条<br><u>取締役（監査等委員である者を除く。）は3名以上6名以内とする。</u><br><u>2 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。</u>                                                                                                                                                                                                                  |
| 第18条<br>当社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。 | 第18条<br>当社の取締役の選任決議は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u>                                                                                                                                                                    |
| 第19条<br>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                  | 第19条<br><u>取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u><br><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                | <u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>                                                                                           |
| <p>第20条</p> <p>取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                                  | <p>第20条</p> <p>取締役に対する報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>                                                       |
| <p>第21条</p> <p>取締役会の決議により、1名以上の代表取締役を選定し、その代表取締役のうち1名を代表取締役社長と定める。</p>                                                                                         | <p>第21条</p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>1名以上の代表取締役を選定し、その代表取締役のうち1名を代表取締役社長と定める。</p>                                       |
| <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>             | <p>第25条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                            |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                               | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/> <u>(監査役及び監査役会及び員数)</u></p> <p>第28条</p> <p><u>当社は、監査役及び監査役会を置き、監査役は3名以上とする。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第29条</p> <p><u>当社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条</p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> |                                                                                                                                                                                       |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第31条</p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                            |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条</p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                 | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                         | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第31条</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                    |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第34条</p> <p>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                                                                         | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第32条</p> <p>監査等委員会は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条</p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                             | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるときのほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>           |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第36条</p> <p><u>監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                          |

| 現行定款                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <u>(会計監査人の設置)</u><br>第38条<br><u>当社は会計監査人を置く。</u>                                        | <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第41条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。                                               | 第36条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                                                                                                                                                                                  |
| <新設>                                                                                    | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br><u>1 当社は、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br><u>2 第10回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u> |

(注) 上記のほか、条数の変更を行っております。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                           | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | いくしま あきさぶろう<br>幾嶋 研三郎<br>(1991年5月31日)                                                                                                      | 2014年6月 株式会社Globee創業 代表取締役社長<br>2015年4月 ソフトバンク株式会社入社<br>2017年1月 ソフトバンク株式会社退社                                                        | 3,234,800株             |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>当社創業以来、代表取締役社長として当社の成長を牽引してきました。企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。                          |                                                                                                                                     |                        |
| 2          | かみあか かず ま<br>上赤 一馬<br>(1990年4月20日)                                                                                                         | 2015年4月 ソフトバンク株式会社入社<br>2017年8月 当社入社 取締役兼CTO（現任）                                                                                    | 243,500株               |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>2017年8月以来、取締役CTOとして当社の成長を牽引してきました。企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。                        |                                                                                                                                     |                        |
| 3          | さしだ きょうへい<br>指田 恭平<br>(1991年6月5日)                                                                                                          | 2015年4月 野村證券株式会社入社<br>2019年7月 株式会社ジェイ・ウィル・アドバンス<br>(現 株式会社ジェイ・ウィル・アセット<br>マネジメント) 入社<br>2020年4月 当社入社 管理部長<br>2020年12月 当社取締役兼CFO（現任） | —                      |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>管理部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2020年4月以来、当社の管理部門を統括する責任者として企業価値の向上に貢献しております。今後の当社の企業価値向上に必要であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                     |                        |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当契約の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                              | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                       | なかむら たかお<br>中村 孝男<br>(1953年7月19日) | 1978年 4月 日本生命保険相互会社入社<br>2007年 4月 株式会社アルバック入社<br>2007年 9月 同社及び子会社の監査役就任<br>2008年 9月 同社監査役辞任、取締役就任<br>2012年 9月 同社取締役辞任、執行役員就任<br>2013年 9月 同社経理部長兼財務部長就任<br>2015年 9月 同社常務執行役員就任<br>2016年 8月 株式会社保険のビューッフェ監査役就任<br>2018年 1月 株式会社F Pパートナー監査役就任<br>2018年11月 プライム・ストラテジー株式会社監査役<br>就任<br>2020年 2月 同社取締役就任<br>2020年11月 同社執行役員就任 (2021年3月退社)<br>2021年 6月 当社常勤監査役就任 (現任) | 1,400株                 |
| <b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br>事業会社における管理部門での実務経験や上場会社における監査役の経験を有し、一層のコーポレートガバナンス強化が期待できる人材と判断したことから、選任をお願いするものであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                               | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                        | <div data-bbox="278 669 479 737"> なかやま としひで<br/>中山 寿英<br/>(1969年2月7日) </div> | <div data-bbox="529 213 1146 1211"> 1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br/> 1996年 4月 日本証券業協会 出向<br/> 1997年 9月 公認会計士登録<br/> 2000年 1月 PwCコンサルティング株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社<br/> 2002年 9月 Ernst &amp; Young Malaysia入社<br/> 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社<br/> 2009年 1月 株式会社みなとグローバル設立 代表取締役（現任）<br/> 2010年 2月 中山寿英会計事務所設立 所長（現任）<br/> 2010年 6月 税理士登録<br/> 2013年 6月 株式会社エスクリ 監査役<br/> 2013年 7月 株式会社かっこ 監査役<br/> 2015年 3月 株式会社かっこ 社外取締役（現任）<br/> 2015年 6月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役（現任）<br/> 2016年 1月 株式会社シンクロ・フード 監査役（現任）<br/> 2020年12月 当社監査役就任（現任）<br/> 2021年 5月 バリュークリエーション株式会社 社外取締役（現任）<br/> <br/> (重要な兼職の状況)<br/> 株式会社シンクロフード 監査役<br/> かっこ株式会社 社外取締役<br/> バリュークリエーション株式会社 社外取締役<br/> 株式会社みなとグローバル 代表取締役 </div> | —                      |
| <div data-bbox="269 1226 1344 1363"> 【監査等委員である取締役候補者とした理由】<br/> 税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、一層のコーポレートガバナンス強化が期待できる人材と判断したことから、選任をお願いするものであります。 </div> |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                      | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)               | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                               | きたむら けんじろう<br>北村 賢二郎<br>(1979年8月14日) | 2006年 2月 SBIモーゲージ株式会社入社<br>2015年12月 弁護士登録<br>2015年12月 古島法律会計事務所入所<br>2016年11月 Open Street 株式会社入社<br>2016年12月 北村法律事務所開所<br>2020年 6月 さくら共同法律事務所入所<br>2021年 6月 当社監査役就任 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>さくら共同法律事務所 弁護士 | —                 |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由】<br>弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであり、一層のコーポレートガバナンス強化が期待できる人材と判断したことから、選任をお願いするものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                              |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村孝男氏、中山寿英氏、北村賢二郎氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中村孝男氏、中山寿英氏、北村賢二郎氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合において、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当契約の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、中村孝男氏、中山寿英氏、北村賢二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、継続する予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、2023年8月29日開催の第9回定時株主総会において年額70,000千円以内（うち社外取締役分は年額2,400千円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額70,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となります。また、取締役の具体的な報酬金額は、取締役会に一任としてさせていただきたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額8,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂2-5-6

関東ITソフトウェア健康保険組合山王健保会館

2階 会議室



|    |                    |         |       |
|----|--------------------|---------|-------|
| 交通 | 地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」  | 10番出口より | 徒歩約3分 |
|    | 地下鉄千代田線「赤坂駅」       | 2番出口より  | 徒歩約5分 |
|    | 地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」 | 10番出口より | 徒歩約7分 |